

(3) 学科科目の履修方法

本学の特徴は、学科の垣根を越えて、幅広い学修ができるところにあります。関心を広くもって、積極的に他学科科目、専門共通科目を履修するように心がけて下さい。

[平成 24 年度以降入学生]

学科科目の卒業所要単位数は、72 単位です。そのうち、自学科の基幹科目から 12 単位、同じく自学科の発展科目から 28 単位、研究指導 12 単位を修得しなければなりません。残りの 20 単位は、自学科科目（卒業所要単位にならない「自由科目」を除く。）、他学科科目、専門共通科目から単位を修得することができます。内訳は、以下の表の通りになります。学科の自由科目のうち 1 部科目を卒業所要単位に含めることができます。

区分	単位数	備考
自学科基幹科目	12 単位	
自学科発展科目	28 単位	自学科基幹科目の単位数欄に掲げる単位数を超える単位を含めることができる。
自他学科科目 専門共通科目 学科自由科目	20 単位	1. 自学科基幹科目・発展科目の単位数欄に掲げる単位数を超える単位を含めることができる。 2. 学科自由科目は、以下の科目を卒業所要単位に含めることができる。 経済学入門Ⅰ 経済学入門Ⅱ 国際経済学 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 比較文化Ⅰ 比較文化Ⅱ 法学 国際法
研究指導	12 単位	3 年以上 4 年未満の在学で卒業する場合は、6 単位を学科発展科目に認定する。
計	72 単位	

[平成 23 年度以前入学生]

学科科目の卒業所要単位数は、72 単位です。そのうち、自学科の基幹科目から 12 単位、同じく自学科の発展科目から 28 単位、研究指導 12 単位を修得しなければなりません。残りの 20 単位は、自学科科目、他学科科目、専門共通科目、教職共通科目（卒業所要単位にならない科目を除く。）から単位を修得することができます。内訳は、以下の表の通りになります。

区分	単位数	備考
自学科基幹科目	12 単位	
自学科発展科目	28 単位	自学科基幹科目の単位数欄に掲げる単位数を超える単位を含めることができる。
自他学科科目 専門共通科目 学科自由科目	20 単位	1. 自学科基幹科目の単位数欄に掲げる単位数を超える単位を含めることができる。 2. 教職共通科目は以下の科目を卒業所要単位に含めることができる。 教育の歴史 教育方法 道德教育 教育相談 総合演習 商業科教育法Ⅰ 商業科教育法Ⅱ
研究指導	12 単位	3 年以上 4 年未満の在学で卒業する場合は、6 単位を学科発展科目に認定する。
計	72 単位	
卒業所要単位	124 単位	

[研究指導の履修方法]

研究指導（ゼミナール）は、原則として必修とし、12 単位修得しなければなりません。研究指導は、毎週 3 時間、3 年次から 2 年間の継続授業で 12 単位（卒業論文含む。）、原則として自分の所属する学科あるいは専門共通科目の研究指導を履修することになります。

※ノンゼミ・研究指導の所属の変更を検討している場合は、教務課学部教務係の窓口までご相談ください。

※4 年次になって研究指導の所属を取りやめる場合には、4 月の履修登録期限までにノンゼミ移行申請書を学科長宛に提出し、許可を得る必要があります。詳細は、学部教務係まで問い合わせください。

○留年による研究指導の単位の取り扱い

(1) 研究指導は、2 年間の学習と卒業論文を総合して成績評価を受け、単位認定が行われます。本学では、研究指導は、半期（前期または後期）ごとの 4 つのユニットによって構成されるものとみなして取り扱っています。研究指導の単位認定を受けるためには、この 4 つのユニットを満たしていることが条件です。

第 1 ユニット	第 2 ユニット
第 3 ユニット	第 4 ユニット（+卒業論文）

(2) 卒業論文未提出等の理由で、研究指導の単位を残したまま留年した場合は、第 4 ユニットが欠けていることになるので、再度第 4 ユニット分（半期）を履修する必要があります。従って、翌年度の前期の段階で卒業論文を提出し、研究指導の単位が認められた場合、9 月卒業をすることができます。

1 年間留年する場合は、後期から履修することが可能です。その場合は、研究指導教員と学部教務係に必ず申し出てください。

○留学による研究指導の単位の取り扱い

本学規定の派遣留学（協定大学への交換留学）に参加する学生は、留学先の大学で本学の指導教員がしている科目を履修し、単位を修得した場合は、留学期間中も研究指導が継続されているとみなします。必要手続きを怠らないようにしてください。

[研究指導を履修中の場合（3 年次もしくは 4 年次に留学する場合）]

[留学前]

①指導教員が指定する科目を選定し、科目履修届に記載する

②指導教員の承認を受けた上で、「留学に伴う研究指導の継続承認書」を学部教務係に提出する。※用紙は、派遣留学のオリエンテーション時に配布する。

[留学後]

①学部教務係から「留学に伴う研究指導の継続承認書」を受け取り、指導教員の承認を受け、再び学部教務係に提出する。

※第 4 ユニットにおいて留学する場合

第 4 ユニットは、卒業論文の提出が含まれるので、必ず本学に在籍し、履修しなくてはならない。（留学中の場合は、単位認定を受けられない。）ただし、第 4 ユニット途中（3 月卒業においては 12 月まで、9 月卒業においては 6 月まで）に帰国した場合は、この限りではない。

【研究指導選考期間中（2年次後期）に留学予定の場合】

- ①留学前に研究指導の所属を希望する教員に相談し、留学のため選考期間不在となること及び帰国時期を伝え、内諾を得ておく。
- ②2年次の後期開始時に、学部教務係からゼミナール紹介本のファイルがメールで送信されます。紹介本の中にある、募集手続きを確認し、『**研究指導第一次志望の登録**』を必ず行ってください。※手続きが変更になる場合があります。詳細は、留学前に国際交流室から配布される資料でご確認ください。